

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年8月12日(2021.8.12)

【公表番号】特表2020-528452(P2020-528452A)

【公表日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2020-039

【出願番号】特願2020-524673(P2020-524673)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/64	(2006.01)
A 6 1 Q	15/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/08	(2019.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 4 1 B	11/14	(2006.01)
A 4 1 B	11/00	(2006.01)
A 4 3 B	13/02	(2006.01)
A 4 3 B	17/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/64	
A 6 1 Q	15/00	
A 6 1 K	38/08	
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 P	17/00	1 0 1
A 4 1 B	11/14	Z
A 4 1 B	11/00	Z
A 4 3 B	13/02	A
A 4 3 B	17/00	B

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月1日(2021.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒト体臭の処置及び／又は予防のためのチロスリシンの非治療的使用であって、前記体臭が、足の間擦部を含めた足から発する、使用。

【請求項2】

ヒト体臭の処置及び／又は予防において適用するためのチロスリシンを含む組成物であって、前記体臭が、足の間擦部を含めた足から発する、組成物。

【請求項3】

前記体臭が、細菌定着及び／若しくは細菌代謝産物及び／若しくは発汗によって引き起こされ及び／若しくは促進され及び／若しくは誘発され、並びに／又は、前記体臭が、前記現象の1つ以上と関連している、請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

適用が局所的及び表面的であり、

かつ／又は、

適用が創傷のない皮膚へのものである、

請求項2又は3に記載の組成物。

【請求項5】

チロスリシンであって、好ましくは抗菌有効量のチロスリシンと、

少なくとも1種の角質溶解薬であって、好ましくは角質溶解有効量の角質溶解薬と、を含む、

好ましくはヒト体臭の処置及び／又は予防のための、治療的、好ましくは医薬組成物、又は非治療的、好ましくは美容組成物。

【請求項6】

前記角質溶解薬が、-ヒドロキシ酸、好ましくはグリコール酸、マンデル酸及び／又は乳酸；アシトレチン；アダパレン；アラントイン；酸化アルミニウム；アゼライン酸；過酸化ベンゾイル；尿素；イソトレチノイン；モノクロロ酢酸；モトレチニド；レチノイド；サリチル酸；シェール油；二硫化セレン；タザロテン；タール；トレチノイン並びに上記角質溶解薬の混合物から成る群より選択される、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

前記角質溶解薬が尿素である、請求項5又は6に記載の組成物。

【請求項8】

チロスリシンが、前記組成物の総質量に基づいて、0.01質量%～0.5質量%の範囲内、好ましくは0.05質量%～0.2質量%の範囲内の量で存在し、

かつ／又は

尿素が、前記組成物の総質量に基づいて、0.5質量%～20.0質量%の範囲内、好ましくは1.0質量%～15.0質量%の範囲内、さらに好ましくは3.0質量%～12.0質量%の範囲内の量で存在する、

請求項5～7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

さらに1種以上のポリエチレングリコール及び／又はプロピレングリコールを含む、請求項5～8のいずれか1項、好ましくは請求項7又は8に記載の組成物。

【請求項10】

局所組成物であり、好ましくはクリーム、ゲル、ローション、粉末、粉末スプレー、油、ロールオン製剤、軟膏、フォーム、スプレー、スティック及びチンキから成る群より選択され、さらに好ましくはクリーム、ゲル、ローション、粉末、粉末スプレー、油、ロールオン製剤、軟膏及びスプレーから成る群より選択される形態である、請求項5～9のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項11】

請求項5～10のいずれか1項に記載の組成物であって、ヒト体臭の処置及び／又は予防用であり、前記体臭が、好ましくは足及び／又は腋窩及び／又は間擦部から発する、組成物。

【請求項12】

以下の空間的に分離した構成要素：

a)局所投与に適しており、かつ抗菌有効量でチロスリシンを含む組成物、及び

b)局所投与に適しており、かついずれの場合も角質溶解有効量で少なくとも1種の角質溶解薬を含む少なくとも1種の組成物

を含むキット。

【請求項13】

抗菌有効量のチロスリシンを含むフットウェア用品、好ましくは靴インサート、インソール、スタッキング、ソックス又は中敷き。

【請求項 1 4】

チロスリシン又はチロスリシン含有組成物を、好ましくは創傷のない足の皮膚に局所的及び表面的に適用する、ヒト体臭の非治療的、好ましくは美容的処置及び／又は予防方法。

【請求項 1 5】

チロスリシン又はチロスリシン含有組成物を、好ましくは創傷のない足の皮膚に局所的及び表面的に適用する、ヒト体臭の予防方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

試験結果：

処置期間完了直後に、下記結果が得られた(表4に従う足臭の強度に関する尺度値)：

尺度値2の足臭を有する試験対象者の場合、処置2日目には、不快と知覚される如何なる足臭もほとんど知覚できなかった。

尺度値3～5の足臭を有する試験対象者の場合、不快と知覚(されたかもしれない)足臭の顕著な、いずれの場合も2～3の尺度値の低下が処置3日目から記録された。

処置5日目からは、いずれの試験対象でも尺度値2に相当する足臭より顕著な足臭は知覚されなかった。15名の試験対象者では、足臭の強度は処置期間終了直後に0又は1の尺度値により評価された。

いずれの試験対象でも望まれない副作用(例えば皮膚刺激又は臭いの望ましくない変化)は生じなかった。

試験軟膏による処置は、全ての試験対象について成功した；処置の失敗は確認されなかった。

処置期間が終了した後、引き続く28日間にわたって処置成功の持続期間に関して試験対象者を毎週調査した。これらの毎週調査の結果は、試験対象者の66%について処置が終了した後14日でさえ肯定的な処置結果がまだ持続していることだった。試験対象者の50%については、処置が終了した後21日でさえ肯定的な処置結果がまだ持続していた。

従って上記試験シリーズの記録された成果は、不快と知覚される体臭のチロスリシンによる処置は迅速に起こり、長期間にわたり持続し(一般的に 14日)、成功する可能性が非常に高く(治療失敗は確認されなかった)、良好な耐容性を示すということである。

本発明は、以下の事項を含んでいるともいえる。

(付記 1)

ヒト体臭の処置及び／又は予防のためのチロスリシンの非治療的使用。

(付記 2)

ヒト体臭の処置及び／又は予防のためのチロスリシンの治療的使用。

(付記 3)

前記体臭が、細菌定着及び／若しくは細菌代謝産物及び／若しくは発汗によって引き起こされ及び／若しくは促進され及び／若しくは誘発され並びに／又は前記体臭が、前記現象の1つ以上と関連している、付記1又は2に記載の使用。

(付記 4)

前記体臭が、皮膚の表面、好ましくは足及び／若しくは腋窩及び／若しくは間擦部から発し、

並びに／又は

前記体臭が、粘膜、好ましくは口腔粘膜及び／若しくは腔粘膜から発する、付記1～3のいずれか1項に記載の使用。

(付記5)

前記体臭が、皮膚の表面、好ましくは足及び／若しくは腋窩及び／若しくは間擦部、さらに好ましくは足の間擦部を含めた足から発する、

付記1～4のいずれか1項、好ましくは付記4に記載の使用。

(付記6)

適用が局所的及び表面的であり、

並びに／又は

適用が創傷のない皮膚及び／若しくは創傷のない粘膜、好ましくは創傷のない皮膚へのものである、

付記1～5のいずれか1項に記載の使用。

(付記7)

ヒト体臭の処置及び／又は予防に用いるチロスリシン。

(付記8)

好ましくは抗菌有効量のチロスリシンと、好ましくは角質溶解有効量の少なくとも1種の角質溶解薬とを含む、好ましくはヒト体臭の処置及び／又は予防のための、治療的、好ましくは医薬組成物、又は非治療的、好ましくは美容組成物。

(付記9)

前記角質溶解薬が、-ヒドロキシ酸、好ましくはグリコール酸、マンデル酸及び／又は乳酸；アシトレチン；アダパレン；アラントイン；酸化アルミニウム；アゼライン酸；過酸化ベンゾイル；尿素；イソトレチノイン；モノクロロ酢酸；モトレチニド；レチノイド；サリチル酸；シェール油；二硫化セレン；タザロテン；タール；トレチノイン並びに上記角質溶解薬の混合物から成る群より選択される、付記8に記載の組成物。

(付記10)

前記角質溶解薬が尿素である、付記8又は9に記載の組成物。

(付記11)

チロスリシンが、前記組成物の総質量に基づいて、0.01質量%～0.5質量%の範囲内、好ましくは0.05質量%～0.2質量%の範囲内の量で存在し、

及び／又は

尿素が、前記組成物の総質量に基づいて、0.5質量%～20.0質量%の範囲内、好ましくは1.0質量%～15.0質量%の範囲内、さらに好ましくは3.0質量%～12.0質量%の範囲内の量で存在する、

付記8～10のいずれか1項に記載の組成物。

(付記12)

さらに1種以上のポリエチレングリコール及び／又はプロピレングリコールを含む、付記8～11のいずれか1項、好ましくは付記10に記載の組成物。

(付記13)

好ましくはクリーム、ゲル、ローション、粉末、粉末スプレー、油、ロールオン製剤、軟膏、フォーム、スプレー、スティック及びチンキから成る群より選択され、さらに好ましくはクリーム、ゲル、ローション、粉末、粉末スプレー、油、ロールオン製剤、軟膏及びスプレーから成る群より選択される形態の、付記7～11のいずれか1項に記載の局所組成物。

(付記14)

付記8～12のいずれか1項に記載の組成物及び／又は付記13に記載の局所組成物の、いずれの場合もヒト体臭の処置及び／又は予防のための使用。

(付記15)

以下の空間的に分離した構成要素：

a)局所投与に適しており、かつ抗菌有効量でチロスリシンを含む組成物、及び

b)局所投与に適しており、かついずれの場合も角質溶解有効量で少なくとも1種の角質溶解薬を含む少なくとも1種の組成物

を含むキット。

(付記 16)

抗菌有効量のチロスリシンを含むフットウェア用品、好ましくは靴インサート、インソール、ストッキング、ソックス又は中敷き。

(付記 17)

チロスリシン又はチロスリシン含有組成物を好ましくは創傷のない皮膚及び／又は好ましくは創傷のない粘膜に局所的及び表面的に適用する、ヒト体臭の非治療的、好ましくは美容的処置及び／又は予防方法。

(付記 18)

チロスリシン又はチロスリシン含有組成物を好ましくは創傷のない皮膚及び／又は好ましくは創傷のない粘膜に局所的及び表面的に適用する、ヒト体臭の治療的処置及び／又は予防方法。